

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営地域ため池総合整備事業綾川地区（滝宮・萱原・北工区））計画を平成24年6月14日定めた。

その関係書類を綾川町経済課において平成24年6月28日から同年7月18日まで縦覧に供する。

平成24年6月22日

香川県知事 浜 田 恵 造